



新座市告示第 311 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により下記の書類を交付するので、本市財政部課税課に出頭の上受領されたい。

なお、下記書類を受領しないときは、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により公示の日から起算して 7 日を経過したときに、その送達の効力を生じる。

令和 8 年 9 月 11 日

新座市長 並 木 傑



記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	西 健太
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	大野 和志
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	村山 佑掛琉
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	岡部 拓也
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	小野 祐子
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	小島 勝実
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	丸山 祐幸
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	齋賀 ねね
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	村上 裕信
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	熊木 浩二
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	高畑 和真
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	熊倉 光義
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	森田 伊織
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	森田 伊織
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	河内 陵

令和 8 年度軽自動車税納税通知書	河内 陵
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	齊藤 陽介
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	白川 純人
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	永井 隆斗
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	村上 美智子
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	植松 海斗